

著作権法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文(抄)

○著作権法施行規則(昭和四十五年文部省令第二十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第二章の二 国立国会図書館と外国の施設との間の協定で定める事項(第二条の二)</p> <p>第三章 視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人の公表事項等(第二条の三・第二条の四)</p> <p>第三章の二 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準(第二条の五)</p> <p>第四章・第五章 (略)</p> <p>第六章 削除</p> <p>第七章 電子計算機による情報処理及びその結果の提供等を適正に行うために必要な措置(第四条の四・第四条の五)</p> <p>第八章・第九章 (略)</p> <p>第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等(第二十二條の二・第二十二條の三)</p> <p>第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等(第二十二條の四・第二十二條の五)</p> <p>第十一章・第十二章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等(略)</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第三章 聴覚障害者等用複製物の貸出しの基準(第二条の二)</p> <p>第四章・第五章 (略)</p> <p>第六章 受信者からの求めに応じ自動的に行う送信以外の特定送信(第四条の三)</p> <p>第七章 送信可能化された情報の収集を禁止する措置の方法(第四条の四)</p> <p>第八章・第九章 (略)</p> <p>第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等(第二十二條の二・第二十二條の三)</p> <p>(新設)</p> <p>第十一章・第十二章 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

(授業目的公衆送信補償金の額の認可の申請)

第二十二條の四 法第四百四條の十一第一項に規定する指定管理団体(以下この章において「指定管理団体」という。)は、法第四百四條の十三第一項の規定により授業目的公衆送信補償金(法第四百四條の十一第一項の授業目的公衆送信補償金をいう。以下この章において同じ。)の額の設定又は変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に参考となる事項を記載した書類を添付して、文化庁長官に提出しなければならない。

一 指定管理団体の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 設定又は変更の認可を受けようとする授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項

三 法第四百四條の十三第三項の規定による教育機関を設置する者の団体からの意見聴取の概要(当該団体の名称及び代表者の氏名、当該意見聴取の年月日及び方法、当該団体から聴取した意見の内容並びに当該意見聴取の結果の授業目的公衆送信補償金の額への反映状況を含む)。

一

(補償金関係業務に係る業務規程の記載事項等)

第二十二條の五 令第五十七條の十第二項の業務規程で定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する業務に要する手数料(第三項第一号において「手数料」という。)に関する事項

二 文化庁長官の認可を受けた授業目的公衆送信補償金の額及びその算定の基礎となるべき事項の公示に関する事項

2 法第四百四條の十四第二項の授業目的公衆送信補償金の分配に関する事項には、当該分配の方法の詳細(著作権者又は著作隣接権者の不明その他の理由により授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する著作権者

(新設)

(新設)

又は著作隣接権者と連絡することができない場合における分配の方法を含む。）及びその決定の基礎となるべき事項を含むものとする。

3| 指定管理団体は、法第百四条の第十四第一項の規定により同項の規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあつては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付しなければならない。

一 手数料の算定の基礎となるべき事項

二 法第百四条の第十二第四号の補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項

三 法第百四条の十五第一項の事業の検討の状況及び令第五十七条の十の二の規定による学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

（ディスク等による手続）

第二十四条 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

一 法第百四条の七第一項及び第百四条の十四第一項の規定により届け出なければならない規程に係る書類並びに第二十二條の五第三項の規定により添付しなければならない書類

二（略）

五 令第四十九条（令第五十七条の三、第五十七条の九及び第五十七条の十五）において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項の規定により提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに令第四十九条第二項の規定により提出しなければならない事業報告書に係る書類

六 （略）

七 令第五十七条の七第一項及び第五十七条の十三第一項の規定により届け出なければならない事項に係る書類

又は著作隣接権者と連絡することができない場合における分配の方法を含む。）及びその決定の基礎となるべき事項を含むものとする。

3| 指定管理団体は、法第百四条の第十四第一項の規定により同項の規程を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類（変更の場合にあつては、変更の内容及び理由を記載した書類）を添付しなければならない。

一 手数料の算定の基礎となるべき事項

二 法第百四条の第十二第四号の補償金関係業務を的確に遂行するための体制の整備に関する事項

三 法第百四条の十五第一項の事業の検討の状況及び令第五十七条の十の二の規定による学識経験者からの意見聴取の方法に関する事項

（ディスク等による手続）

第二十四条 次に掲げる書類の提出については、電子的方法、磁気的方法その他の方法により当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したディスクその他これに準ずるものを提出することによつて行うことができる。

一 法第百四条の七第一項の規定により届け出なければならない規程に係る書類

二（略）

五 令第四十九条（令第五十七条の三及び令第五十七条の九において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項の規定により提出しなければならない事業計画及び収支予算に係る書類並びに同条第二項の規定により提出しなければならない事業報告書に係る書類

六 （略）

七 令第五十七条の七第一項の規定により届け出なければならない事項に係る書類

八 第二十二條の二及び第二十二條の四の規定により提出しなければならない申請書に係る書類並びに同条の規定により添付しなければならない参考となる事項を記載した書類

八 第二十二條の二の規定により提出しなければならない申請書に係る書類